

長崎県消費者被害防止ネットワーク情報

警戒情報

配信日 平成23年2月28日

★長崎県消費生活センターからの情報です。

貴金属の訪問買い取りにご注意！

貴金属の訪問買い取りの相談が増えています。

〈相談内容〉

突然、業者の訪問があり、「貴金属の鑑定をさせて下さい。必要のない貴金属の買い取りをします。」と言われ、手持ちの金のネックレスをみせた。その場で買い取るといわれ断れずに応じてしまった。

後になって後悔し、やめたいと連絡したが戻すことはできないと断られた。

★消費生活センターからのアドバイス

1. 業者が訪問する形態でも、買い取りの場合クーリング・オフはできません。
2. 訪問に応じると断れなくなってしまう場合が多く見られます。
必要なければきっぱり断り、安易に貴金属を見せないようにしましょう。
3. 売るつもりはなかったのに、強引に買い取っていく悪質なケースもあります。
4. 国民生活センターの2010年9月「見守り新鮮情報」では、不要な着物の買い取りを持ちかけ、本当の目的は貴金属の買い取りではないかと疑われるケースも目立つと注意を呼びかけています。



★おかしいと思ったら一人で悩まず早めに相談を
長崎県消費生活センター 095-824-0999

[相談受付時間] 平日(月曜日～金曜日)…午前9時～午後5時
(12時～13時を除く)

相談：市町の相談窓口や最寄りの警察署

長崎市消費生活センター
(095-829-1234)

佐世保市消費生活センター
(0956-22-2591)

諫早市消費生活センター
(0957-22-3113)

大村市消費生活センター
(0957-52-9999)

五島市消費生活センター
(0959-72-6144)

雲仙市消費生活センター
(0957-38-7830)

島原市消費生活センター
(0957-62-9100)

他各市町相談窓口